

(参考様式第9号の2)

## 令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

(法人の名称) 社会福祉法人グリーンコープ

### 1 事業実施の方針

- (1) 住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、高齢者、障害者、その他住宅の確保に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)に対し、民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進、および居住の安定を図ることを目的とします。
- (2) 令和7年度においても、経済的困窮や社会的孤立により居所を喪失、あるいは喪失の危機にある方からの相談は絶えず、居住支援の重要性は一層高まっています。令和8年度についても、当法人が持つ多様な支援メニューを最大限に活用し、相談者の状況に応じた迅速な住まいの確保に努めます。
- (3) 令和8年度は、特に以下の3点を重点方針として事業を展開します。
  - ①対象者の状況に応じた多層的な住まいの提供  
緊急的な保護や手厚い支援を要する相談者に対しては、当法人が運営する抱樸館福岡を活用します。24時間職員が常駐し、食事提供や金銭管理、通院同行、債務整理等の細やかな支援体制を整え、生活の安定を図ります。一方で、勤務形態や生活リズムが施設の規律と合わない方や、より自立した生活が可能な方に対しては、当法人が借り上げるサブリース物件(現在3室)への入居を提案するなど、本人の状況に合わせた柔軟な支援を選択します。
  - ②入居後の変化に寄り添う伴走型支援の強化  
民間賃貸住宅等への入居後も、定期的な訪問や相談を通じて対象者の心身の変化や生活課題の兆候を早期に察知します。異変を察知した際は、速やかに関係機関や必要な福祉サービスへと繋ぎ、地域での孤立や再度の居所喪失を未然に防ぐ体制を強化します。
  - ③拠点近隣におけるサブリース物件の開拓と拡充  
現在運用している3室に加え、抱樸館福岡近隣の民間賃貸住宅を中心に、適切な価格帯の物件確保に向けた調査・交渉を行います。施設が近接しているメリットを活かし、緊急時にも即応できる支援体制を家主へ提示することで、サブリース物件のさらなる拡充を目指します。
- (4) 以上の通り、長年培ってきた生活困窮者支援の知見と、施設・サブリース物件等の多角的な支援メニューを活かし、誰もが排除されることなく安心して住み続けられる地域社会の実現に寄与します。

## 2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし	0円
法第62条第二号に掲げる業務	①住宅確保要配慮者や行政機関等からの住まい探しに係る相談対応 ②入居支援(物件内覧、入居申込等) ③サブリース物件(民間賃貸住宅の借り上げ)の提供 月46千円～67千円 ④入居契約手続きの補助、および各種ライフラインの開始手続き等の支援	①抱樸館福岡 ②福岡市内 ③福岡市内 ④対象者宅(福岡市内)	①～④ 4人	住宅確保用配慮者全般 ①400名 ②100名 ③5名 ④100名	3,874千円
法第62条第三号に掲げる業務	①定期的な自宅訪問や電話連絡による見守り・安否確認 ②日常生活における困りごと相談(金銭管理、家事支援のアドバイス等)への対応 ③心身の変調や生活課題の兆候を察知した際の、関係機関や福祉サービスへの繋ぎ(情報提供、調整)	①～③ 対象者居宅(福岡市内及びその近郊)	①～③ 4人	抱樸館福岡を利用して居宅した方を中心に生活困窮者及び住宅確保用配慮者全般 ①～③ 800名	7,880千円
法第62条第四号に掲げる業務	①居住支援法人の活動内容に係る賃貸人・不動産店向けの説明実施(賃貸人へ入居者の見守り体制等の安心材料を提供し、不安解消と理解促進) ②広報パンフレット等の作成および地域関係機関等への配布による普及啓発	①～② 福岡市内及びその近郊	①～② 2人	①協力不動産・賃貸人など 10名 ②住宅確保用配慮者やその支援者 20名	157千円

法第62条第5号に掲げる業務	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし	0円
法第62条第6号に掲げる業務	<p>①居住支援事業および登録住宅制度の普及啓発 住宅確保要配慮者やその支援者に対し、セーフティネット住宅登録制度や当法人の支援内容について説明を行い、制度の利用促進を図ります。</p> <p>②法人ホームページやSNS（Instagram等）を活用した情報発信と周知</p>	<p>①～② 福岡市内及びその近郊</p>	<p>①～② 2人</p>	<p>① 賃貸人等 10名</p> <p>② 住宅確保要配慮者・一般市民など 500名</p>	120千円

<p>連携内容①</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市居住支援法人連絡協議会へ参加</li> <li>・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加</li> <li>・福岡市内の各福祉事務所（生活保護課）、子育て支援課、高齢福祉課、地域包括支援センター等の地方公共団体と連携し、要配慮者の住まい探しや生活支援を実施</li> <li>・福岡市生活自立支援センター等の自立相談支援機関からの依頼により、住居喪失者等の住居確保および同行支援を実施</li> <li>・福岡県警察や地域定着支援センター、ひきこもり支援センター等の公的機関と連携し、特定の配慮を要する対象者の居住安定に向けた協議・支援を実施</li> </ul>
<p>連携内容②</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援活動について理解を得られた不動産業者や家主と連携し、サブリース用の物件確保や入居調整を依頼する</li> <li>・ケアマネジャーや相談支援事業所と連携し、高齢者・障害者等の入居に伴う福祉サービスの調整や、入居後の安否確認・見守りを共同で実施する</li> <li>・弁護士や医療機関と連携し、入居者の法的課題（債務整理等）の解決や、通院・入院を伴う健康管理の支援を行う</li> <li>・女性支援関係団体と連携し、DV被害者等の特定の配慮を要する女性の住まい確保および自立に向けた支援を行う</li> <li>・他の強みを持つ居住支援法人と連携・情報共有を行い、広域的かつ専門的な居住支援体制を構築する</li> </ul>
<p>人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国居住支援法人協議会等が主催する各種研修会や専門研修に参加</li> <li>・居住支援全国サミットや地方ブロック会議に参加し、最新の知見を導入</li> <li>・社会福祉士や精神保健福祉士等の専門資格を有する職員の配置、および資格取得の推奨による専門性の向上</li> </ul>

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。